

# 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の

## 仮徴収(年金天引き)のお知らせ

令和4年度の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の仮徴収(年金天引き)を、4月から行います。

納付方法の変更を希望する人は、1月中旬に手続きを行ってください。  
詳しくは、**仮保険年金課(回22429)**へ。

### 仮徴収とは

令和4年度の保険税(料)について、4・6・8月の年金から、仮の金額(仮徴収額)で徴収を行うことを仮徴収といいます。仮徴収額は、令和3年度の保険税(料)を基に算定されます。

実際の令和4年度の年間保険税(料)については、被保険者の令和3年中の所得および世帯状況により算定を行い、



令和3年中の所得が確定した7月に決定します。7月中旬に改めて保険税(料)を通知します。

### 仮徴収の対象

令和3年10月1日までに要件を満たした世帯(人)が対象となります。

加入している保険ごとに対象となる世帯(人)が異なりますので、詳しくは、下図で確認してください。

### 納付方法の変更を希望する人は申請を

仮徴収(年金天引き)対象者の場合でも、申請により年金からの天引きではなく、口座振替に納付方法を変更することができ(納付書による納付への変更はできません)。口座振替での納付を希望す

る人は、左記の持ち物を持参し、期限までに保険年金課または各行政センターで申請手続きをしてください。

ただし、口座振替ができないようになった場合は、年金天引きが再開される場合があります。

**持ち物** ①被保険者証

②口座振替依頼書の本人控(新規で口座振替の申し込みをした人)

**申請期限** 1月31日(月)

※4月の仮徴収から変更を希望する人の期限です。申請は随時受け付けています

### 仮徴収に該当しない場合は

令和4年度は、納付書または口座振替で納付をしていただきます。納期は7月から翌年2月までの年間8回となります。7月中旬に送付する通知書などを確認してください。

